

登録商標「銀の馬車道」を是非ご使用ください！！

「銀の馬車道」の名称が特定の者によって独占的に使用されることなく、地域の共有財産として使用できる環境を整備するため、兵庫県では平成19年9月に商標登録の出願をし、平成20年12月に商標登録されました。

このたび、中播磨県民局では、登録商標「銀の馬車道」の使用に関する手続きを定め、商標の使用申請を平成21年4月28日から受け付けます。

今後、中播磨地域の魅力と賑わいづくりをいっそう高めるため、登録商標「銀の馬車道」をご使用くださいますようお願い申し上げます。

1 商標権の及ぶ商品・サービス及び使用の手続き

キーホルダー、文房具、調理用品、タオル、被服、おもちゃ、菓子、飲料、イベントの開催などの9分野に「銀の馬車道」の名称を使用される場合、中播磨県民局に所定の申請書を提出し、使用許諾を受けていただきます。

※ 詳細についてはお問い合わせください

2 使用料

無料



「銀の馬車道」シンボルマーク

3 申請書の提出先・問い合わせ先

〒670-0947

姫路市北条1-98（兵庫県姫路総合庁舎2階）

中播磨県民局県民室商工労政課

TEL：079-281-9259